

十日町市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和4年2月2日

十日町市監査委員 水 落 雅 史
十日町市監査委員 遠 田 延 雄

令和3年度第2回 監査結果報告

- 1 基準に準拠している旨
監査委員は、十日町市監査基準に準拠して監査を行った。
- 2 監査の種類
地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
- 3 監査の対象
 - (1) 対象部署
福祉課、子育て支援課、健康づくり推進課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室、地域ケア推進課、市民生活課
 - (2) 対象事務
令和3年度の財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）
- 4 監査の着眼点
財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に執行されているかを基本とし、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼とした。
- 5 監査の主な実施内容
関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び第2委員会室

(2) 実施日程

令和3年10月27日から令和3年12月27日まで

7 監査の結果

監査の対象となった事務は、おおむね適正に行われていた。

なお、軽微な事項については、口頭で改善又は検討を要望したため記述を省略し、次の内容を各所属への意見とする。

(1) 福祉課

① 指定事業

「ひきこもりサポート事業」

② 意見

- ・当市の取組が国や他自治体の参考事例となっているとのことであり、評価の高い事業である。今後も官民が密接に連携し、個々の状況に配慮した支援に取組まれることを期待する。

(2) 子育て支援課

① 指定事業

「下条小学校放課後児童クラブ運営業務」

② 意見

- ・委託料の対象経費について、業務との関連が不明瞭なものが一部見受けられた。内容を精査し適正な事務執行に努められたい。

(3) 健康づくり推進課

① 指定事業

「特定不妊治療費助成事業」

「不育症治療費助成事業」

② 意見

- ・今後も有用な情報を広く市民に周知するとともに、保険適用となった場合の事業見直しについては、国と県の動向を踏まえながら速やかに対応いただきたい。

(4) 新型コロナウイルスワクチン接種対策室

① 指定事業

「コロナワクチン集団接種会場運営業務」

② 意見

- ・緊急かつ限られた時間の中で速やかにワクチン接種体制を構築し、市民が接種を行えたことは非常に評価できる。今後の各種業務委託に当たっては、業務内容や単価等の整合性について十分に検討した上で、適正な事務執行に努められたい。

(5) 地域ケア推進課

① 指定事業

「食」の自立支援事業」

② 意見

- ・委託先が地域により異なっているという事情もあるが、契約内容の基本的な部分については統一するよう見直されたい。また、委託に当たっては、十日町市委託事務の執行に関する要綱第5条(※)にある仕様書を作成いただきたい。
- ・委託業務に対する管理の形骸化が見受けられる。委託先への管理監督について改善を図られたい。

(6) 市民生活課

① 指定事業

「個人番号カード交付予約・管理システム導入業務」

「個人番号カード交付管理システム連携データ作成業務」

② 意見

- ・契約単価について、一者随意契約は競争原理が働きにくいことから、他自治体の算出方法などを参考に比較や検証を行い、金額の妥当性を明確にして透明性の確保に努められたい。

※十日町市委託事務の執行に関する要綱
(仕様書の作成)

第5条 業務を委託するに当たっては、その目的、業務内容及び求められる成果を委託先が理解し、履行できるように仕様書又は設計書を作成しなければならない。